

第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
十勝	豊頃海区第1号	大津漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	中川郡豊頃町地先	別添漁場図のとおり	豊頃町及び浦幌町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	

第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
釧路	浜中海区第1号	浜中漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	厚岸郡浜中町 地先	別添漁場図のとおり	浜中町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間 にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては 電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。	
	浜中海区第2号	浜中漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	厚岸郡浜中町 地先		浜中町		
	厚岸海区第1号	厚岸漁業協同組合	第一種区画漁業 第三種区画漁業	かき養殖業 あさり養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	厚岸郡厚岸町 地先		厚岸町	(第一種区画漁業)区画漁業を営んでいる水面 の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さが それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識 を、夜間にあつては電灯その他の照明による標 識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなけれ ばならない。 (第三種区画漁業)なし	
	厚岸海区第2号	厚岸漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	厚岸郡厚岸町 地先		厚岸町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間 にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては 電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。 (2)定置漁業の漁具の敷設中は、当該漁具から 400メートル以上離して養殖施設を設置しなけれ ばならない。	
	昆海区第1号	昆布森漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業 ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	釧路郡釧路町 地先		釧路町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間 にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては 電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル 以上の高さに設置しなければならない。	
	釧路海区第1号	釧路市東部漁業協同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	釧路市地先		釧路市(阿寒町及び音 別町を除く)	なし	
	釧路海区第2号	釧路市東部漁業協同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	釧路市地先		釧路市(阿寒町及び音 別町を除く)		
	釧路海区第3号	釧路市東部漁業協同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	釧路市地先		釧路市(阿寒町及び音 別町を除く)		

区画漁業権免許漁場図

豊頃海区第1号

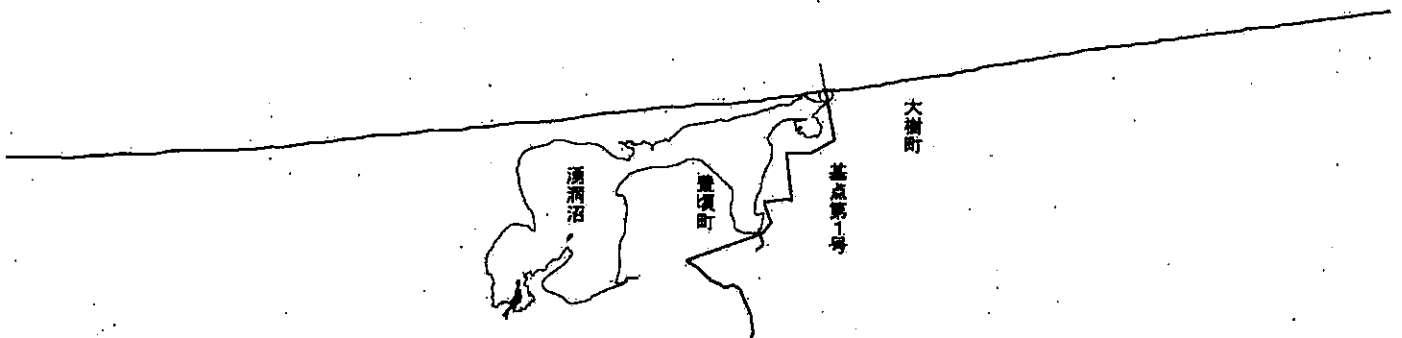
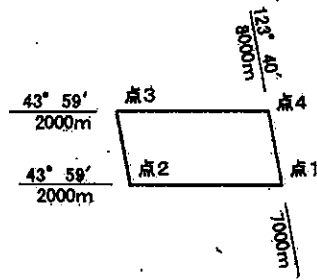
漁場の位置

中川郡豊頃町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点1	基点第1号から 123度 40分 7,000メートルの点
点2	点1から 43度 59分 2,000メートルの点
点3	点4から 43度 59分 2,000メートルの点
点4	基点第1号から 123度 40分 8,000メートルの点



区画漁業権免許漁場図

浜中海区第1号

漁場の位置

厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 黒岩から286度00分 870メートルの点

基点第2号 点1から270度00分 3,250メートルの点

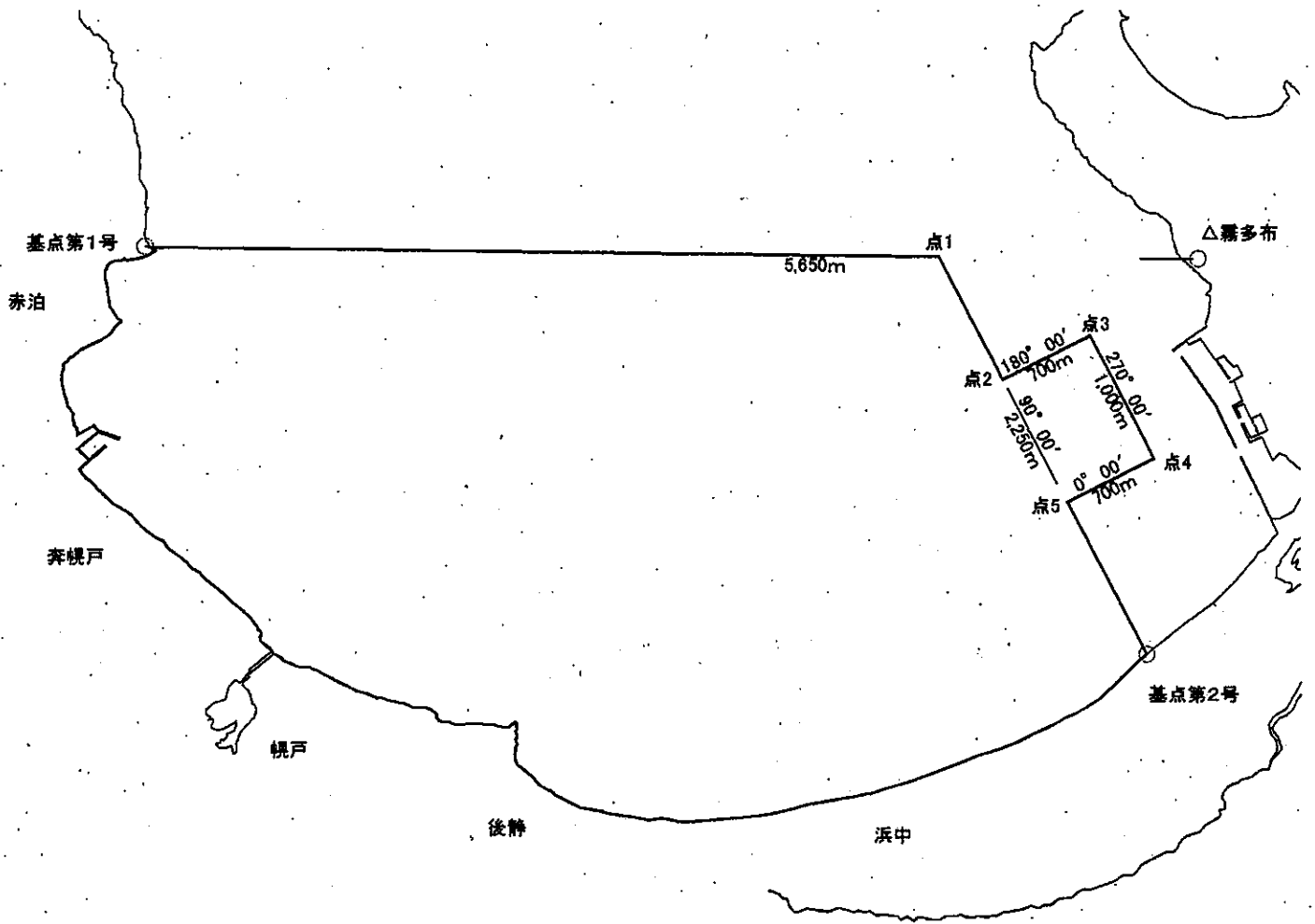
点1 基点第1号と国土地理院三角点 霧多布を結んだ線上、基点第1号から5,650メートルの点

点2 基点第2号から 90度00分 2,250メートルの点

点3 点2から 180度00分 700メートルの点

点4 点3から 270度00分 1,000メートルの点

点5 点4から 0度00分 700メートルの点



区画漁業権免許漁場図

浜中海区第2号

漁場の位置

厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線、基点第3号、基点第4号及び基点第5号の各点を順次に結んだ線、基点第6号と基点第7号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 霧多布から263度20分 1,594メートルの点

基点第2号 点2から13度15分 850メートルの点

基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D15

基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D15から200度00分 520メートルの点

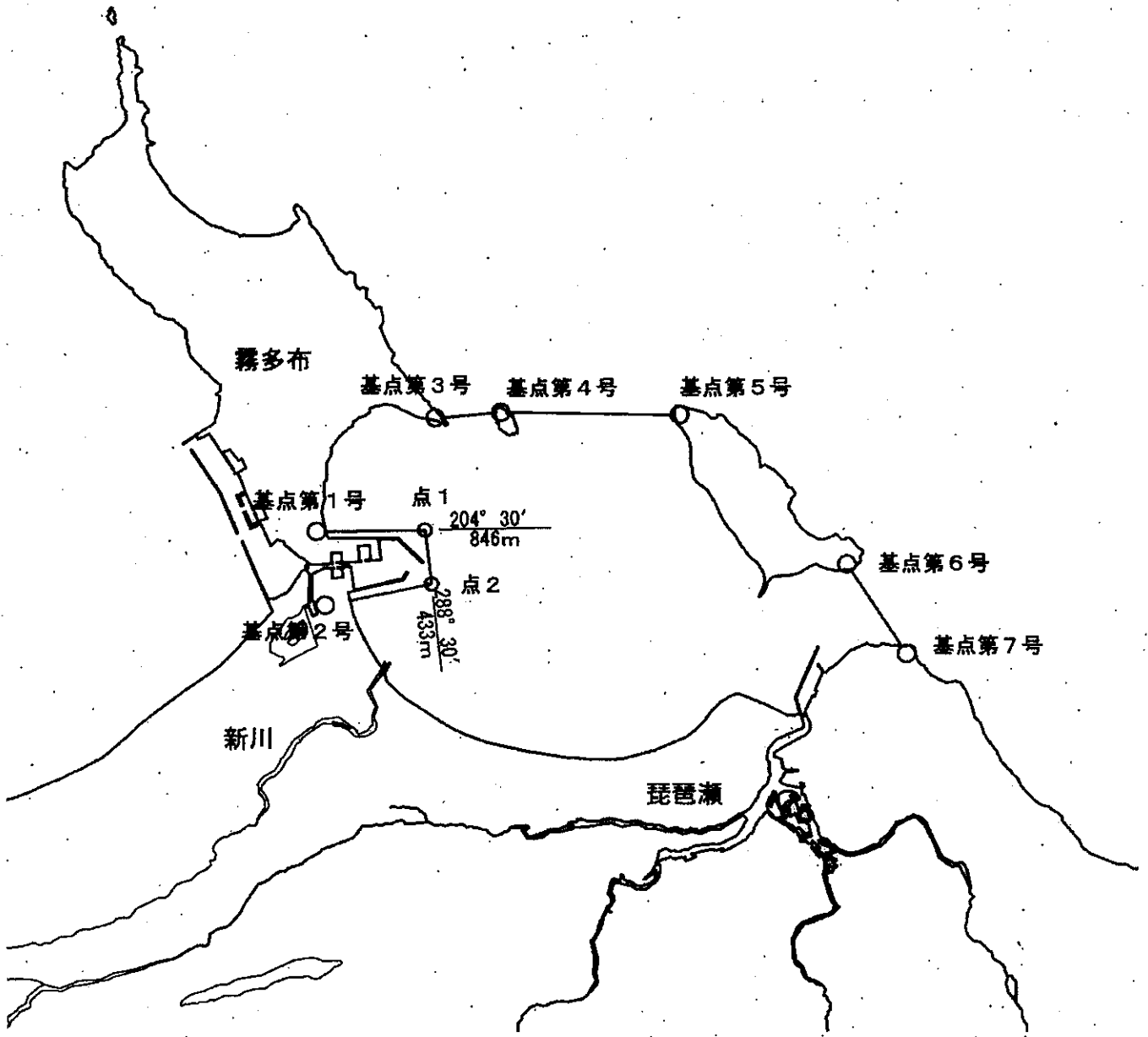
基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D18

基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D19

基点第7号 国土地理院三角点 琵琶瀬崎から180度00分 550メートルの点

点1 基点第1号から 204度 30分 846メートルの点

点2 点1から 288度 30分 433メートルの点



区画漁業権免許漁場図

厚岸海区第1号

漁場の位置

厚岸郡厚岸町地先

漁場の区域

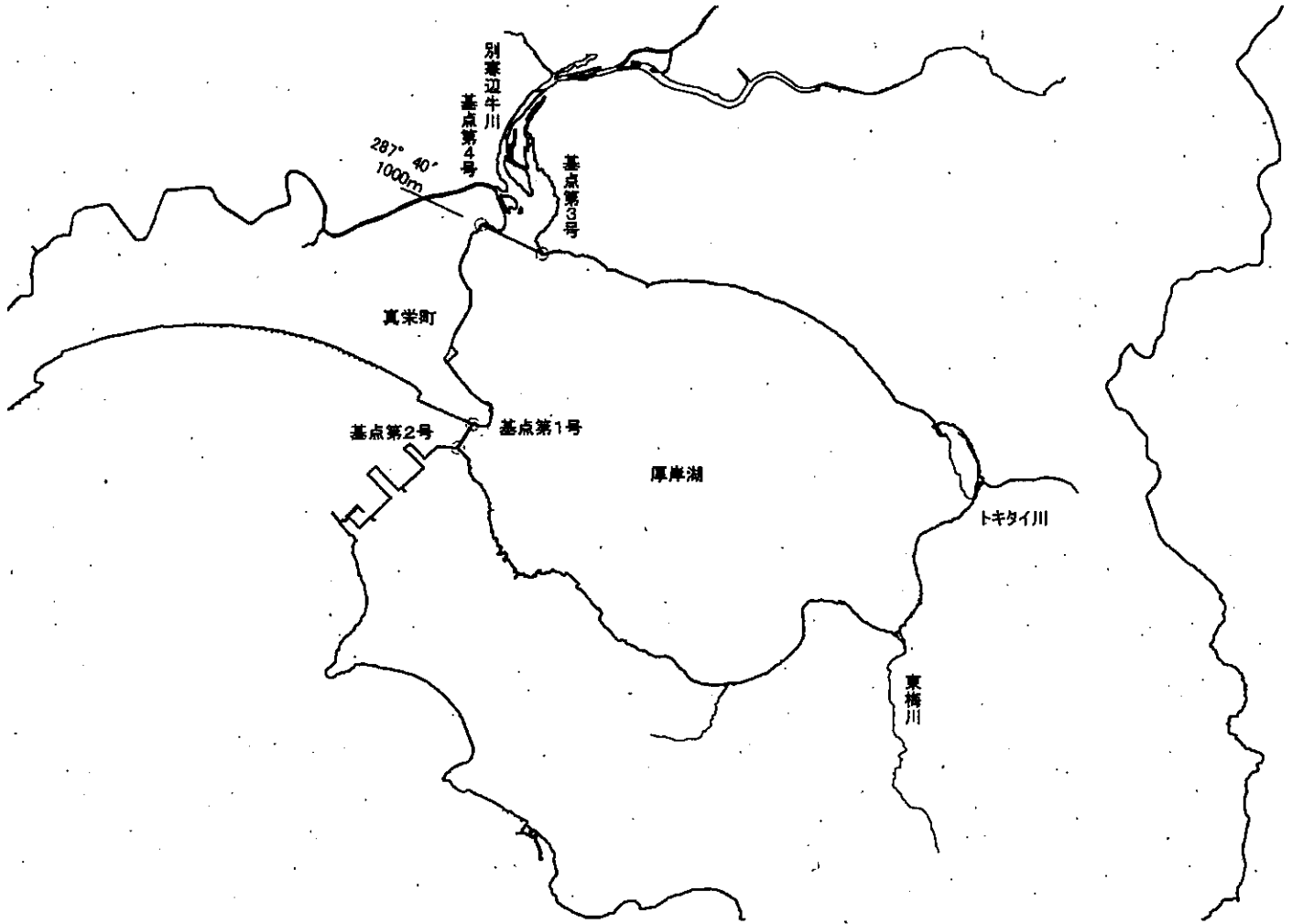
次の基点第1号と基点第2号、基点第3号と基点第4号をそれぞれ結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた厚岸湖の区域

基点第1号 厚岸大橋北東端

基点第2号 厚岸大橋南東端

基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D43

基点第4号 基点第3号から287度40分 1,000メートルの点



区画漁業権免許漁場図

厚岸海区第2号

漁場の位置

厚岸郡厚岸町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線、基点第4号と基点第5号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 尻羽岬東端

基点第4号 厚岸大橋南東端

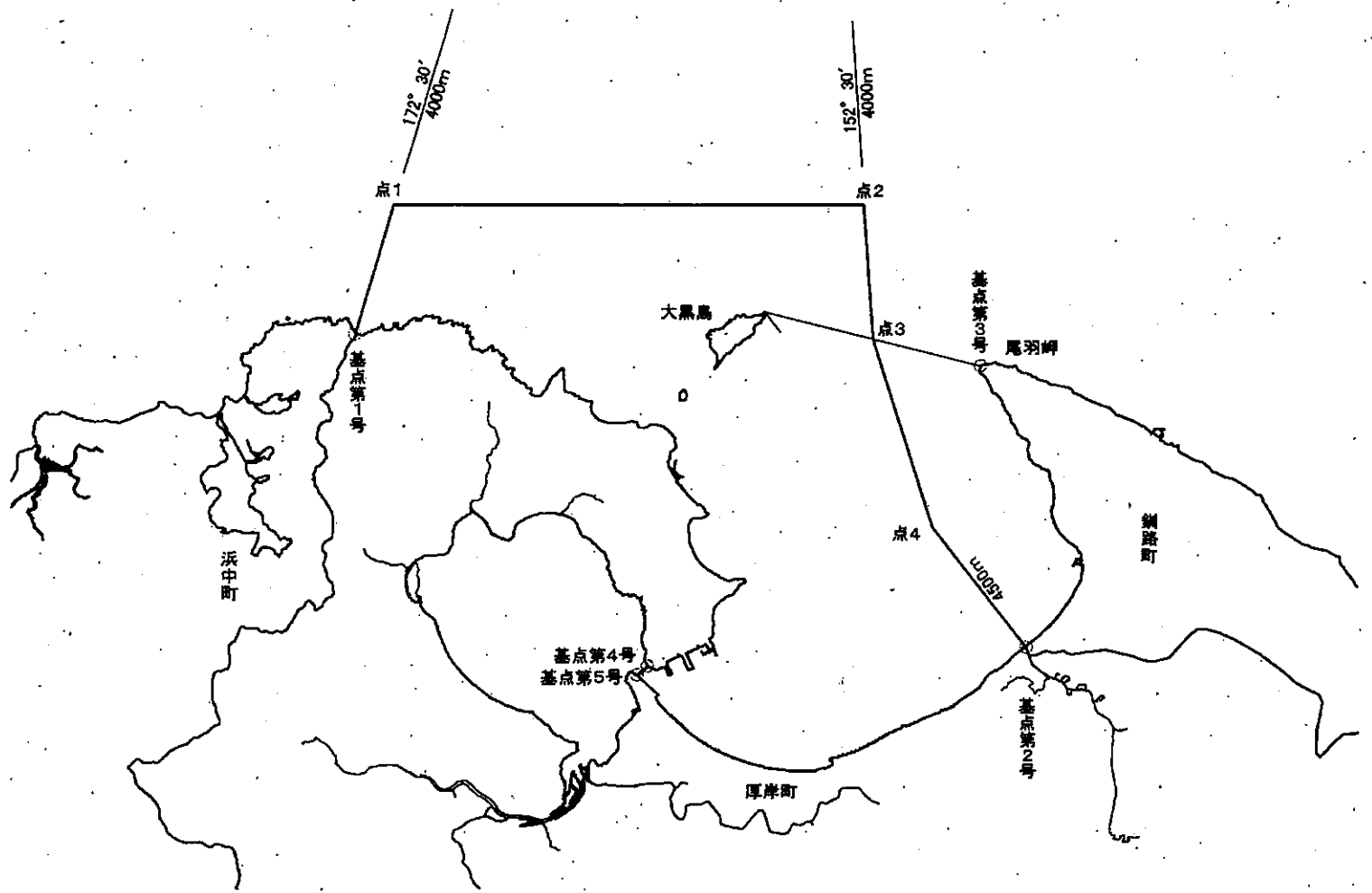
基点第5号 厚岸大橋北東端

点1 基点第1号から 172度30分 4,000メートルの点

点2 点3から 152度30分 4,000メートルの点

点3 基点第3号と大黒島南端を結んだ線の中点

点4 基点第2号と大黒島南端を結んだ線上、基点第2号から4,500メートルの点



区画漁業権免許漁場図

昆海区第1号

漁場の位置

釧路郡釧路町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

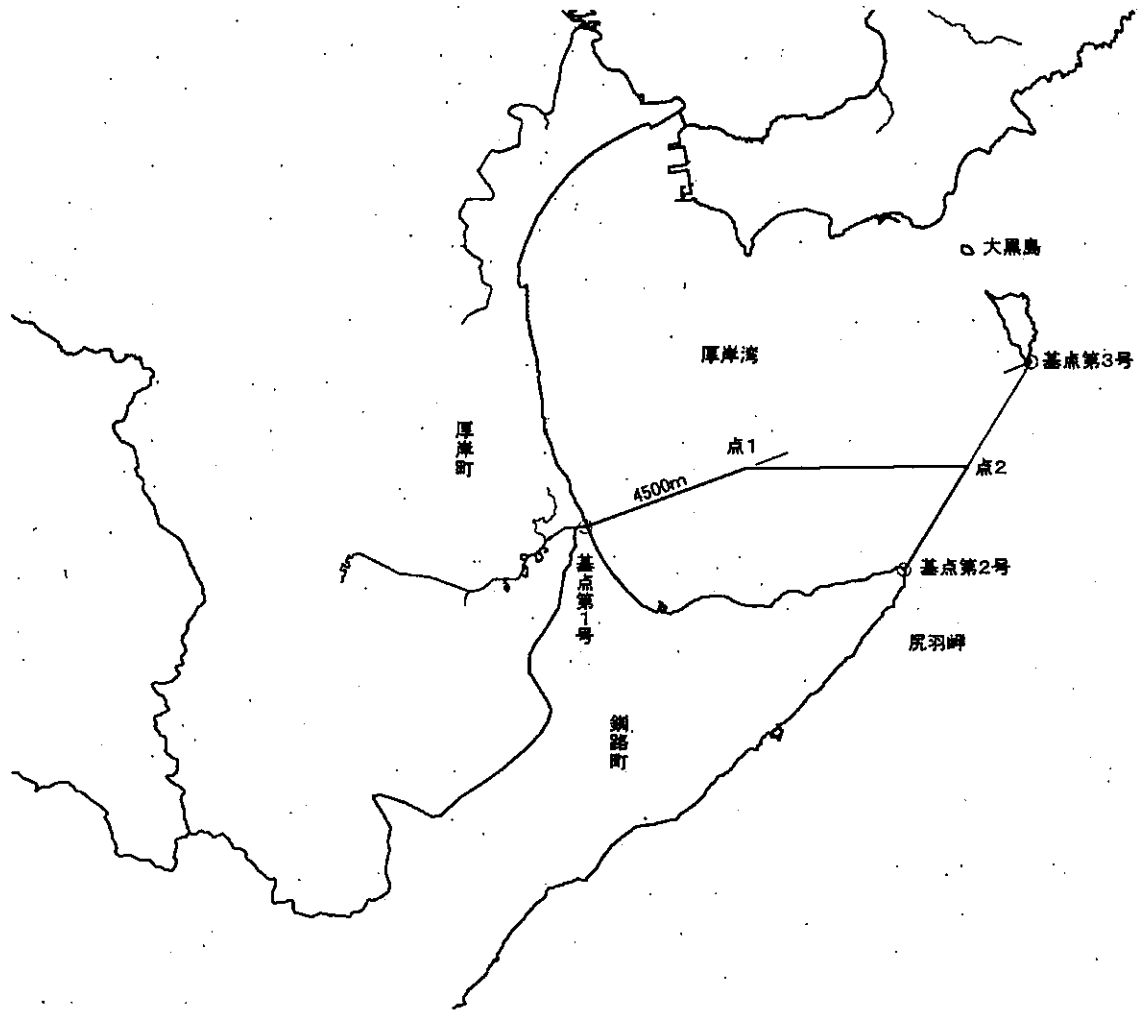
基点第1号 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 尻羽岬東端

基点第3号 大黒島南端

点1 基点第1号と基点第3号を結んだ線上、基点第1号から 4,500メートルの点

点2 基点第2号と基点第3号を結んだ線の中点



区画漁業権免許漁場図

釧路海区第1号

漁場の位置

釧路市地先

漁場の区域

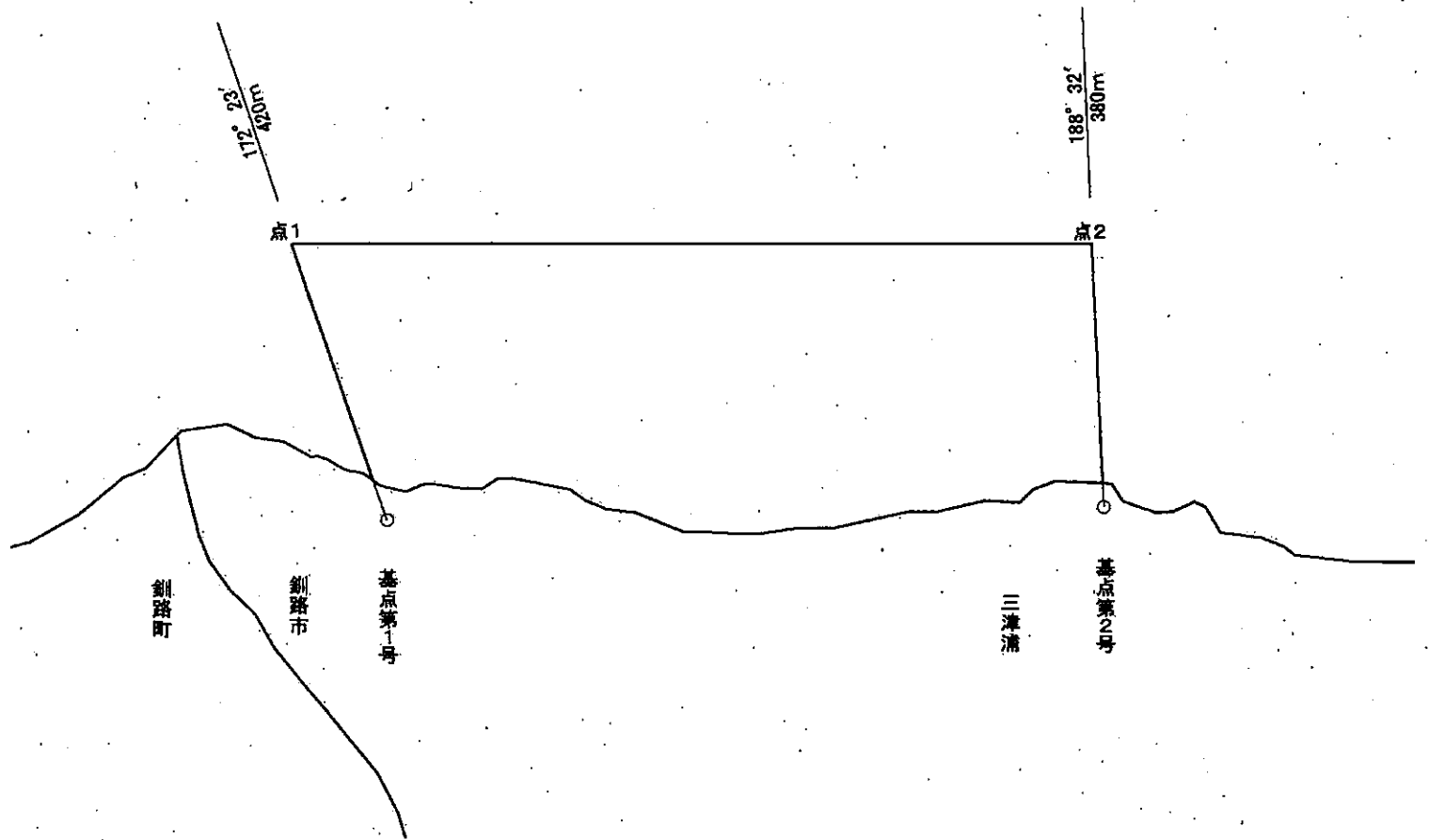
次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 $X = -117605.320$ $Y = 18977.429$ (座標第13系)

基点第2号 $X = -117433.377$ $Y = 17984.800$ (座標第13系)

点1 基点第1号から 172度 23分 420メートルの点

点2 基点第2号から 188度 32分 380メートルの点



区画漁業権免許漁場図

釧路海区第2号

漁場の位置

釧路市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

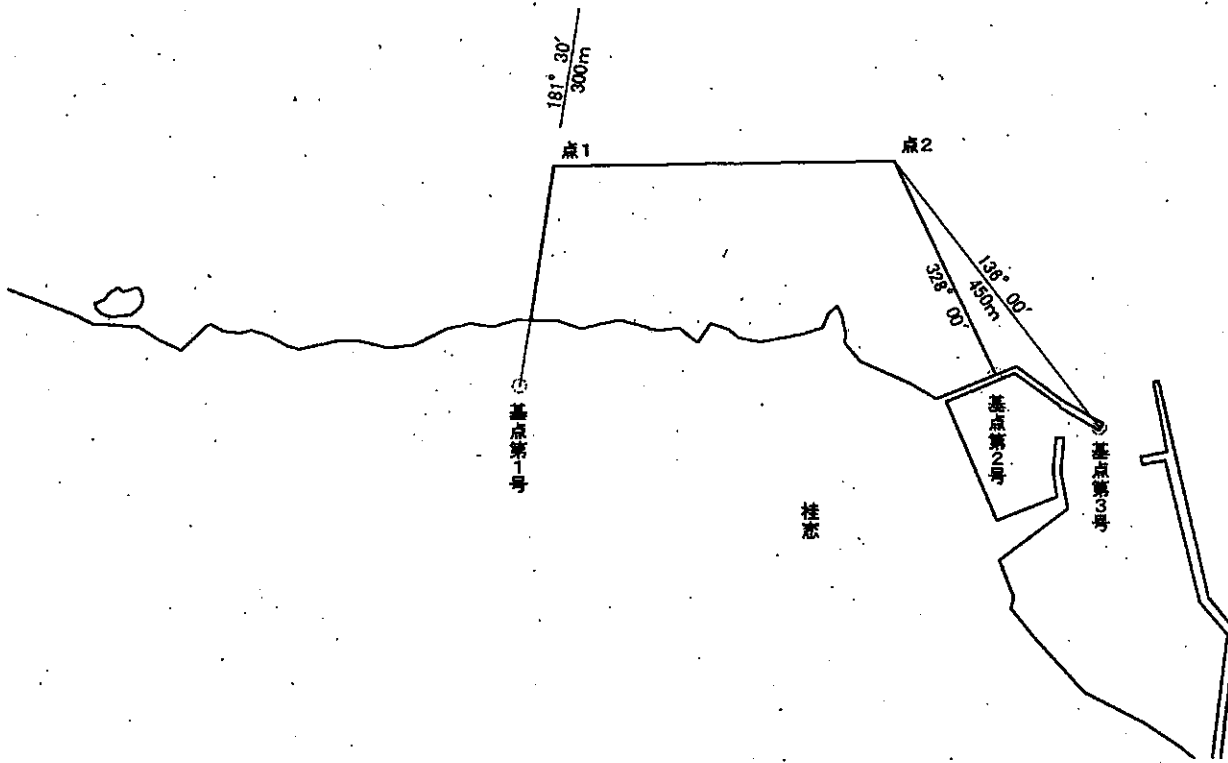
基点第1号 X=-117197.682 Y=16742.159 (座標第13系)

基点第2号 点2から328度00分の線と桂恋漁港東防波堤外海面との交点

基点第3号 桂恋漁港南防波堤灯台中心点
(北緯 42度56分40.23秒 東経 144度26分44.76秒)

点1 基点第1号から 181度 30分 300メートルの点

点2 基点第3号から 136度 00分 450メートルの点



区画漁業権免許漁場図

釧路海区第3号

漁場の位置

釧路市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1及び点2の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 $X = -115157.065$ $Y = 11862.944$ (座標第13系)

点1 基点第1号から 212度00分 600メートルの点

点2 点1から345度00分の線と千代の浦漁港南防波堤外海面との交点

